

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年3月29日

【会社名】 鳥居薬品株式会社

【英訳名】 TORII PHARMACEUTICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 剛一

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 萩原 知仁

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町三丁目4番1号

【電話番号】 03-3231-6811 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 萩原 知仁

【縦覧に供する場所】 鳥居薬品株式会社 関東信越支社
(さいたま市中央区新都心11番地2
(明治安田生命さいたま新都心ビル ランド・アクセス・タワー))

鳥居薬品株式会社 中部支社
(名古屋市中区丸の内一丁目17番29号
(メイフィス丸の内ビル))

鳥居薬品株式会社 関西支社
(大阪市中央区本町二丁目1番6号
(堺筋本町センタービル))

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2024年3月27日開催の当社第132回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2024年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第8号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円 総額1,967,365,960円

剰余金の配当が効力を生じる日

2024年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行う。

現状の企業規模等を勘案して、取締役の員数の上限を設定する。

取締役副会長及び取締役相談役の選定に関する規定を削除する。

取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することを明確にする。

不測の事態により、株主総会を開催することが困難な場合においても、株主総会の決議を要せずに剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができるよう規定を新設・変更し、あわせて変更案の一部と内容が重複する規定を削除する。

他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、松田剛一及び近藤紳雅の2氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松村卓治、真鍋美穂子及び藤田研一の3氏を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、熊野尚氏を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額3億円以内とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額90百万円以内とする。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額66百万円以内とする。

< 株主提案（第9号議案から第11号議案まで） >

第9号議案 自己株式の取得の件

会社法156条1項の規定に基づき、本定時株主総会終結のときから1年以内に当社普通株式を、株式総数158万株、取得価格の総額60億円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

第10号議案 定款一部変更（代表権を有する取締役の個別報酬の開示）の件

当社の定款に以下の条文を新設する。

（取締役の報酬等）

第25条（省略）

代表権を有する取締役の報酬については、毎年、事業報告及び有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び決定方法を開示する。

第11号議案 定款一部変更（CMSを通じた資金運用の検討結果の開示）の件

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。

第7章 CMSを通じた資金運用の検討結果の開示

（CMSを通じた資金運用の検討結果の開示）

第39条

当社は、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を通じた資金運用の必要性等について取締役会で検討を行い、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、その検討結果を具体的に開示するものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

< 会社提案（第1号議案から第8号議案まで） >

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議結果及び賛成の割合 |
|-------|---------|--------|-------|------|-------------|
| 第1号議案 | 244,565 | 6,294 | 0 | (注) | 可決 96.62% |
| 第2号議案 | 236,626 | 14,229 | 0 | (注) | 可決 93.49% |
| 第3号議案 | | | | (注) | |
| 松田剛一 | 214,040 | 36,819 | 0 | | 可決 84.56% |
| 近藤紳雅 | 233,104 | 17,755 | 0 | | 可決 92.10% |
| 第4号議案 | | | | (注) | |
| 松村卓治 | 240,152 | 10,707 | 0 | | 可決 94.88% |
| 真鍋美穂子 | 240,382 | 10,477 | 0 | | 可決 94.97% |
| 藤田研一 | 240,321 | 10,538 | 0 | | 可決 94.95% |
| 第5号議案 | | | | (注) | |
| 熊野尚 | 240,576 | 10,283 | 0 | | 可決 95.05% |
| 第6号議案 | 242,767 | 7,955 | 137 | (注) | 可決 95.91% |
| 第7号議案 | 242,835 | 7,887 | 137 | (注) | 可決 95.94% |
| 第8号議案 | 236,790 | 14,069 | 0 | (注) | 可決 93.55% |

< 株主提案（第9号議案から第11号議案まで） >

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議結果及び賛成の割合 |
|--------|--------|---------|-------|------|-------------|
| 第9号議案 | 33,923 | 216,338 | 593 | (注) | 否決 13.40% |
| 第10号議案 | 56,108 | 194,287 | 459 | (注) | 否決 22.16% |
| 第11号議案 | 32,457 | 217,941 | 456 | (注) | 否決 12.82% |

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- ・ 第1号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案及び第9号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- ・ 第2号議案、第10号議案及び第11号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・ 第3号議案、第4号議案及び第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、会社提案議案については可決要件を満たすこと、株主提案議案については可決要件を満たさないことがそれぞれ確定し、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算していません。

以上